

印鑑登録について

印鑑の登録申請は、本人が直接するのが原則です。登録される印鑑及び本人確認できる書類を持参して下記の手続きを参考に登録してください。改印される方は現在お持ちの印鑑登録証も持参してください。

■登録できる人

- 15歳以上で川西町の住民基本台帳に記載されている人。
- 15歳未満、意思能力を有しない人は登録できません。

■登録できる印鑑

- 住民基本台帳に記録されている氏名・旧氏・通称で表されているもの
- 職業・資格など、他の事項をあわせて表していないもの
- 印影の大きさが一辺の長さ8ミリ以上 25 ミリ以下の正方形に収まるもの
- ゴム印、その他変形しやすいもの、印影が不鮮明なもの、文字の判読ができないもの以外
登録する印鑑は1人1個に限られています。また1個の印鑑を2人で登録することもできません。

■印鑑登録の申請

【 本人が来庁による登録：即日登録可能 】

- 登録しようとする印鑑
- 本人確認ができるもので次のいずれか1つ
 - ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・官公庁の発行した写真付きの証明書
 - ・本庁において印鑑登録を受けている者による保証書

【 上記本人確認ができない場合(健康保険証等) 【 後日登録 】 】

- ご本人あてに照会書・回答書を郵送
- 回答書(回答期限30日)を役場に持参のうえ登録

【 代理人による登録：後日登録 】

1・申請する日にお持ちいただくもの

- 登録しようとする印鑑
- 委任状 (印鑑登録する人の自署および登録する印鑑を押印のもの)
- 代理人の本人確認ができるもの

2・登録できる日にお持ちいただくもの

- 回答書 (回答期限内、印鑑登録する人の自署および登録する印鑑を押印のもの)
- 委任状 (印鑑登録する人の自署および登録する印鑑を押印のもの)
- 印鑑登録する人の本人確認ができるもの1つ
- 代理人の本人確認ができるもの1つ

※本人自署が困難な場合

代筆用の委任状がありますので
ご相談ください

【本人確認ができるもの】

- ・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート
- ・身体障害者手帳・療育手帳・在留カード
- ・官公庁の発行した写真付きの証明書
- ・健康保険証・年金手帳(証書)等